

町田市立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 (2 0 2 3 年) 8 月 2 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市立公園条例の一部を改正する条例

町田市立公園条例（昭和45年12月町田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第7条関係）		別表第1（第7条関係）	
都市公園名	有料公園施設の名称	都市公園名	有料公園施設の名称
略	略	略	略
本町田後田公園	本町田後田グラウンド	本町田後田公園	本町田後田グラウンド
	本町田後田公園駐車場		本町田後田公園駐車場
	本町田後田公園会議室		
略	略	略	略
別表第2（第7条関係）		別表第2（第7条関係）	
1～3 略		1～3 略	
4 会議室等		4 会議室等	
有料公園施設の名称	利用単位	利用時間	専用利用時間
略	略	略	略
薬師池西公園体験工房 （調理・工作室）	略	略	略
本町田後田公園会議室	2時間	午前9時から午後9時まで	同左
備考 略		備考 略	
別表第3（第7条関係）		別表第3（第7条関係）	
有料公園施設の名称	休館日・休場日	有料公園施設の名称	休館日・休場日

略	略
略 薬師池西公園体験工房 (調理・工作室) 本町田後田公園会議室	1月1日から同月3日まで及び12月29 日から同月31日まで

別表第4 (第8条、第8条の2、第21条関係)

1～3 略

4 会議室等

有料公園 施設の名 称	利用 単位	入場料 の徴収 又はこ れに類 する取 扱いを しない 場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱 いをする場合		
			入場料が 1,000 円以下の 金額のと き。	入場料が 1,000 円を超え 3,000 円未満の 金額のと き。	入場料が 3,000 円以上の 金額のと き。
略	略	略	略	略	略
薬師池西 公園体験 工房(調 理・工作 室)	略	略	略	略	略

略	略
略 薬師池西公園体験工房 (調理・工作室)	1月1日から同月3日まで及び12月29 日から同月31日まで

別表第4 (第8条、第8条の2、第21条関係)

1～3 略

4 会議室等

有料公園 施設の名 称	利用 単位	入場料 の徴収 又はこ れに類 する取 扱いを しない 場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱 いをする場合		
			入場料が 1,000 円以下の 金額のと き。	入場料が 1,000 円を超え 3,000 円未満の 金額のと き。	入場料が 3,000 円以上の 金額のと き。
略	略	略	略	略	略
薬師池西 公園体験 工房(調 理・工作 室)	略	略	略	略	略

本町田後 田公園会 議室	2時 間	<u>500</u> 円	<u>1,000</u> 円	<u>1,500</u> 円	<u>2,000</u> 円
--------------------	---------	-----------------	-------------------	-------------------	-------------------

備考 略
5 略

備考 略
5 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年12月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の本町田後田公園会議室の利用に関し必要な手続その他の行為は、同日前においても、この条例による改正後の町田市立公園条例の規定の例により行うことができる。